

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案
規制の名称	受給者番号等の告知要求制限等
規制の区分	新設
担当部局	社会局保護課
評価実施時期	令和3年1月
規制の目的、内容及び必要性	<p>今般、生活保護制度の被保護者が医療扶助を受給するに当たっては、電子資格確認等による方法で被保護者の資格確認を行うものとするに伴い、個人情報保護の観点から、医療扶助等の保護の決定・実施に関する事務等の遂行等の目的以外で受給者番号等の告知を求めることを禁止する。</p> <p>規制の新設を行わない場合、受給者番号等を利用したデータ突合により被保護者のプライバシーが侵害されるおそれがある。</p>
直接的な費用の把握	遵守費用や行政費用は発生しない。
直接的な効果(便益)の把握	<p>規制の新設により、受給者番号等を利用したデータ突合による被保護者のプライバシー侵害の発生を防止するほか、電子資格確認の導入に伴う医療券の発行に係る福祉事務所の事務負担の軽減や、過去の診療情報等の活用によるより質の高い医療の提供といった効果が期待できる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	受給者番号等は従前、医療扶助等の保護の実施のために保護の実施機関等が使用しているものであり、規制の新設により事業者等に影響を与えるものではない。
費用と効果(便益)の把握	<p>規制の新設を行わない場合、受給者番号等を利用したデータ突合により被保護者のプライバシーという重要な権利が侵害されるおそれがある。</p> <p>一方、規制の新設による事業者の営業方法等に対する影響は小さいものと想定されないため、規制の新設が必要である。</p>
代替案との比較	<p>要件を努力義務とする対応が考えられる。</p> <p>この場合、要件の実効性の確保に問題があるため、採用案が妥当である。</p>
その他の関連事項	(なし)
事後評価の実施時期等	この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。